平成２５年（フ）第１７２１号
東京都墨田区千歳３丁目15番17号
債務者　株式会社イトイ
代表者代表取締役　糸井　寿裕
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國重　愼二
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４号
相模原市南区麻溝台７丁目３番10号
債務者　株式会社ビッグオン
代表者代表取締役　山口　一男
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川　隼
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後３時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９９号
名古屋市瑞穂区亀城町５丁目29番地
債務者　有限会社ミズホホーム
代表者代表取締役　高城　智也
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　孝征
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時35分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０６号
東京都千代田区九段北１丁目４番５号
債務者　ニチエイ事務機株式会社
代表者代表取締役　井上　昭夫
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相羽　利昭
4　破産債権の届出期間　平成25年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４２号
大阪府枚方市茄子作１丁目39番９号
債務者　有限会社サンセイＦＴ
代表者取締役　清水　邦彦
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　崇
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９号
広島県福山市曙町４丁目５番12号
債務者　株式会社マーベラスジャパン
代表者代表取締役　伊藤　慶太
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷浩二郎
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１号
熊本県球磨郡あさぎり町上西3094番地の17
債務者　有限会社サラダドリーム貳拾壹
代表者清算人　西　昭九郎
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第９号
福島県郡山市大槻町字向原114番地　郡山市総合地方卸売市場中央管理棟２Ｆ
債務者　有限会社三鈴商事
代表者代表取締役　鈴木　一郎
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　敦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第４号
北海道網走市字呼人71番地の８
債務者　阿部建設株式会社
代表者代表取締役　岡澤　英次
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河邊　雅浩
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後１時30分
釧路地方裁判所網走支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４３号
愛知県津島市青塚町３丁目203番地
債務者　長谷川祐介
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７４号
三重県亀山市みどり町17番地３　古河電工社宅201棟106号
債務者　長嶋　利圭
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８４号
三重県津市高茶屋６丁目６番14号
債務者　谷口　和之
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８７号
三重県津市一志町八太555番地５
債務者　堀川　秀樹
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９２号
三重県津市高茶屋小森町2015番地６　奥田荘102、住民票上の住所三重県津市高茶屋小森町2015番地６　奥田荘203
債務者　岡　　陽介
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９３号
三重県松阪市市場庄町505番地１　ミクモハイツ１階４号
債務者　向井　良治
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
津地方裁判所破産係